

広島県警察本部告示第1号

平成18年広島県警察本部告示第2号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、令和4年3月15日から施行する。

令和4年3月3日

広島県警察本部長 森 内 彰

表に次のように加える。

クロスボウの取扱いに関する講習会	得点	合格発表日から1か月間	警察情報公開センター
------------------	----	-------------	------------